4　法第六十八条の二第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定により育児休業等に係る子の一歳に達する日の翌日から一歳二か月に達する日までの期間について育児休業手当金の支給を受けようとするとき（第二項各号に定める場合に該当する場合において、同条第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定により育児休業手当金の支給を受けるときを除く。）は、第一項の規定の適用については、同項中「証拠書類」とあるのは「証拠書類並びに育児休業手当金の支給を受けようとする者の配偶者が育児休業等に係る子の一歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業を含む。）をしていることを証明する証拠書類（以下この項において「配偶者育児休業取得証明書類」という。）と、「しなければならない」とあるのは「しなければならない。ただし、既にこの項の規定により配偶者育児休業取得証明書類を提出している場合には、当該書類を提出することを要しない」とする。

附　則

この省令は、平成二十二年六月三十日から施行する。

○財務省・国土交通省令第四号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項、第四十八条第一項及び第五十条の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十九日

財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一項を加える。

2　機構が通則法第四十六条の二第一項の規定に基づき第三十三条第一項に定める財産を国庫に納付するために満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。以下同じ。）を売却した場合は、当該売却した満期保有目的の債券を購入した他の満期保有目的の債券と同一の事業年度に購入した事業年度と同一の事業年度に購入した他の満期保有目的の債券については、当該売却に伴う保有目的の変更はないものとする。

第三十三条中「主務省令で定める重要な財産」を「重要な財産であって主務省令で定めるもの」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

機構に係る通則法第八条第三項の重要な財産であって主務省令で定めるものは、金銭とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第十二条第二項の規定は、この省令の公布の日から施行の日の前日までの間に独立行政法人住宅金融支援機構がその保有する財産を国庫に納付するために満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。）を売却した場合についても適用する。

○文部科学省令第十六号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号）の施行に伴い、及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十九条の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第三号中「第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年六月三十日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百四十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十九日

総務大臣　原口　一博

政党の名称	異動事項	旧	新	届出年月日
公明党	所属国会議員の住所	栃木県宇都宮市野沢町三六三―一	東京都世田谷区弦巻四―八―九	平成二十二年二月十九日
	遠藤　乙彦			

○総務省告示第二百四十八号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十九日

総務大臣　原口　一博

政党の名称	異動事項	旧	新	届出年月日
公明党	所属国会議員の住所	東京都江東区門前仲町一―二〇―五	東京都江東区森下四―九―四	平成二十二年二月十九日
	高木美智代			
	西川　玲子（松あきら）	神奈川県川崎市多摩区生田六―九―六	神奈川県横浜市神奈川区三ッ沢下町一―一四	

○総務省告示第二百四十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出及び同法第六条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、公明党から訂正の届出があったので、平成二十年総務省告示第七十九号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）、平成二十一年総務省告示第七十四号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）、平成二十一年総務省告示第五百三十三号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）及び平成二十二年総務省告示第八十七号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年六月二十九日

総務大臣　原口　一博

平成二十年総務省告示第七十九号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一公明党の部㈦所属国会議員中「東京都世田谷区弦巻四―八―九」を「栃木県宇都宮市野沢町三六三―一」に改め、平成二十一年総務省告示第七十四号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の二公明党の部㈦所属国会議員中「東京都世田谷区弦巻四―八―九」を「栃木県宇都宮市野沢町三六三―一」に、「東京都江東区森下四―九―四」を「東京都江東区門前仲町一―二〇―五」に改め、平成二十一年総務省告示第五百三十三号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一公明党の部㈦所属国会議員中「東京都江東区門前仲町一―二〇―五」を「神奈川県横浜市神奈川区三ッ沢下町一―一四」に、「東京都江東区森下四―九―四」を「神奈川県川崎市多摩区生田六―九―六」に改め、平成二十二年総務省告示第八十七号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の二公明党の部㈦所属国会議員中「東京都世田谷区弦巻四―八―九」を「栃木県宇都宮市野沢町三六三―一」に、「東京都江東区森下四―九―四」を「神奈川県川崎市多摩区生田六―九―六」に改める。